

新潟県小規模企業支援資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「小口零細企業保証制度」(国の全国統一保証制度)に対応する資金等により、小規模企業者への安定的な資金調達を促進し、経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第3項に規定する者をいう。
- (2) 取扱金融機関 この要綱に基づく融資を取り扱う金融機関をいい、第四北越銀行、大光銀行、八十二長野銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、新潟信用金庫、柏崎信用金庫、加茂信用金庫、上越信用金庫、長岡信用金庫、村上信用金庫、新井信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、新潟県信用組合、糸魚川信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、新潟大栄信用組合、ゆきぐに信用組合、はばたき信用組合、興栄信用組合、商工組合中央金庫、新潟県信用農業協同組合連合会、北新潟農業協同組合、新潟かがやき農業協同組合、えちご中越農業協同組合、魚沼農業協同組合、えちご上越農業協同組合、佐渡農業協同組合及びみなみ魚沼農業協同組合の県内営業店とする。

(融資対象者の資格)

第3条 この要綱に基づく融資を受けることができる者は、県内において1年以上継続して同一事業を営む小規模企業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に基づく融資を受けることができない。

- (1) 設備資金については、融資対象設備に係る代金の支払いが完了している者
- (2) 返済能力がないと認められる者
- (3) 金融機関から取引停止処分を受けている者
- (4) 新潟県信用保証協会(以下「保証協会」という。)が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者
- (5) 県税を滞納している者
- (6) 県の制度融資を不正に利用した者その他知事が適当でないと認めた者

(融資条件)

第4条 融資条件は次の各号に定めるところによる。

- (1) 資金使途 運転資金、設備資金(土地取得資金を除く。また、県内設置に限る。)及び既往借入金(小口零細企業保証制度資金及び小規模企業支援資金に限る。)の返済資金(借換資金)
- (2) 融資限度額

- ア 一般要件 1,000 万円
- イ 小口零細企業保証制度要件 2,000 万円
- (3) 融 資 利 率 責任共有制度対象外の保証付
 - 融資期間 7 年以内 年 1.95 パーセント
 - 融資期間 7 年超 10 年以内 年 2.15 パーセント
 責任共有制度対象の保証付
 - 融資期間 7 年以内 年 2.15 パーセント
 - 融資期間 7 年超 10 年以内 年 2.35 パーセント
- (4) 融 資 期 間 運転資金 7 年以内 (据置期間 1 年以内を含む。)
- 設備資金 10 年以内 (据置期間 1 年以内を含む。)
- 借換資金 7 年以内 (据置期間 1 年以内を含む。)
- (5) 返 済 方 法 原則として割賦返済
- (6) 担 保 原則として無担保とする。
- (7) 保 証 人 原則として法人代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。
- (8) 信 用 保 証
 - ア 一般要件 保証協会の信用保証付きとする。
 - イ 小口零細企業保証制度要件 小口零細企業保証制度による信用保証付きとする。
 (県資金の預託)

第 5 条 この要綱の定めるところにより融資が行われたときは、知事は、別に定めるところにより、予算の範囲内において県資金を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託が実行された後、すでに行われた融資について、この要綱の規定に違反する事実が明らかになったときは、知事は、預託金の全部又は一部を引き揚げることができる。

(融資申込みの手続き)

第 6 条 この要綱に基づく融資を受けようとする者は、県税の納税証明書を付して取扱金融機関に申し込むものとする。

(歩積両建預金の禁止等)

第 7 条 取扱金融機関は、融資の申込みを受けたときは、速やかに審査して融資を行わなければならない。

2 取扱金融機関は、県制度融資による融資については、利用者に歩積両建の預金を要求してはならない。

3 取扱金融機関は、県制度融資の融資状況を知事及び保証協会会長に報告しなければならない。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。
(附則)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。
(附則)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。
(附則)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。
(附則)

1 この要綱は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。
(附則)

1 この要綱は、平成 26 年 7 月 22 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。
(附則)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。
(附則)

1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。
(附則)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。
(附則)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。
(附則)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。
(附則)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。
(附則)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。